

令和2年の労働災害発生状況

◆死亡者数は3年連続過去最少、休業4日以上の死 傷者数は増加

厚生労働省が公表した令和2年の労働災害発生状況の取りまとめによれば、令和2年(1月~12月)の労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」)は802人(前年比43人・5.1%減)と、3年連続で過去最少となりました。一方、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は131,156人(前年比5,545人・4.4%増)と平成14年以降で最多となっています。

◆死傷者の傾向

事故の型別としては、特に死傷者数が最多の「転倒」 (前年比943人・3.1%増)、「動作の反動・無理な動作」 (同1,412人・8.0%増)で増加しています。

また、年齢別では、60歳以上が全死傷者数の約4分の 1を占め、34,928人(前年比1,213人・3.6%増)となっています。

転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇しており、とりわけ高齢女性の労働災害発生率は高いとされています。休業見込み期間も年齢が上がるにしたがって長くなることから、今後の高齢化社会において、高齢者の労働災害は対応が必須な課題といえます。

◆新型コロナウイルス感染症の影響も

また、上記死傷者数のうち新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は6,041 人となっています。医療機関や介護施設などでの発生が8割弱に達しているそうです。コロナ関連の労働災害は全体に占める割合としては小さいですが、職場でのクラスターも多発していることから、今後も引き続き申請件数も増えることが予想されます。

先行きが不透明な中、企業もしばらくはコロナ感染防止対策への配慮が必要になってくるでしょう。

【STOP! 転倒災害】

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%、転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです。詳しくは、同封の厚生労働省のリーフレットをご覧ください。裏面に危険度チェックもついています!

編集後記

梅雨入り前の東北、連日快晴が続いています。昨年は、コロナウイルス感染拡大防止の為、晴天雨天にかかわらず、なるべく家で過ごす「STAY HOME」「不要不急(の外出は控える)」という言葉がはやりましたね。家でいかに快適に過ごすか、工夫された方も多かったことでしょう。あれから1年、待ちかねていたワクチン接種がやっとスタート、延期となったオリンピック・パラリンピックは、連日様々な報道があるものの、開催の為の準備が進んでいます。それにしても、来月、半年後、1年後、ほんの少し先の未来のことが、すっかり見づらくなってしまいました。安心して予定を立てられないのがもどかしいですね。そんな時こそ、ご自身の健康管理を今一度見直してみる、というのはいかがでしょうか。来たるコロナウイルス感染終息後、戻ってきた日常を大いに楽しめるよう、健康診断、人間ドックの受診、歯科検診等、体のメンテナンスをする、食のバランスを見直す、など、体の声に耳を傾けるのも良いかもしれません。

TOPICS

◆男性「産休」取得推進改正育児・介護休業法が成立 (6月3日)

男性も子育てのための休みを取りやすくする改正育児・介護休業法が、3日の衆院本会議で可決、成立しました。2022年度中にも施行されます。男性も子どもの出生後8週間以内に4週間まで2回に分けて「産休」を取得できるようになり、企業は対象社員に取得を働きかけるよう義務づけられます。また、2022年4月以降、雇用されてから1年未満の有期契約の労働者でもとれるようになります。

◆75歳医療費2割負担の医療制度改革関連法成立 (6月4日)

一定以上の所得がある 75 歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を現行の1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法が4日の参院本会議で成立しました。単身世帯は年金を含めて年収 200 万円以上、複数世帯では合計320 万円以上が対象です。導入時期は 2022 年 10 月から23 年3月の間で、今後政令で定めます。育児休業中に社会保険料を免除する対象を22 年 10 月から広げることや、国民健康保険に加入する未就学児を対象に22 年4月から保険料を軽減する措置も盛り込まれました。

◆来春卒業予定の大学生らの採用選考が解禁 (6月1日)

1日、2022 年春に卒業予定の大学生・大学院生を対象にした採用選考が解禁されました。大手企業を中心に本格的に面接が始まりましたが、新型コロナウイルス禍で2年目となり、ウェブ面接による選考も定着するなか、最終面接のみ対面で実施する企業も出てきているようです。今年はコロナ禍での停滞はみられず、解禁前にすでに内定を出している企業も多くみられます。

◆「選択的週休3日制」の導入に向けて議論開始

自民党の一億総活躍推進本部は、希望する社員が週3日休むことができる「選択的週休3日制」の導入に向けた議論を進めており、政府は、今夏の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)に盛り込む方向で調整しています。 選択的週休3日制のメリットは、【育児や介護、治療に充てる時間の増加・学び直しや大学院進学によるキャリア形成・地方での兼業、ボランティア活動の促進】ですが、一方で給与体系、人事評価、労務管理への影響が懸念されます。特に一日あたりの労働時間が増え、週の出勤日数が減ることによって、個人や他の従業員への業務負担が増えることが考えられます。労使双方の効率化が図られることを期待したいと思います。

Harmony通信 2021.06

#発行:2021年6月10日

#編集・構成:合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所 Harmony社会保険労務士事務所

合同会社Harmony

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

© TEL:022-796-9231 © FAX: 022-796-9232 © URL: http://www.harmony-office.com/

©: URL : https://melody-office.com/
mail : info@harmony-office.com